

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(地域の概要)

仙台市は、宮城県の中中部また東北地方のほぼ中央に位置し、市域の西は奥羽山脈、東は太平洋に囲まれ、東西に50.58km、南北に31.20km、面積786.35km²の広さを有しており、仙台市の北東から南西方向にかけて存在している「長町ー利府線」と呼ばれる断層線を境に西部(山地・丘陵地・台地)と東部(低地)の大きく2つに区分されている。

また、仙台市は、昭和62年に旧宮城町、昭和63年に旧泉市と旧秋保町の1市2町を編入合併し、市制100周年の平成元年4月1日に全国で11番目となる政令指定都市となった。仙台市には、従前より仙台商工会議所、3商工会(旧泉商工会・旧宮城商工会・旧仙台市秋保商工会)の4つの商工団体が存在していたが、平成15年4月に市内3商工会が合併し、みやぎ仙台商工会として組織されたため、現在、市内には2つの商工団体が存在している。みやぎ仙台商工会の管轄地域は、行政合併以前の市町となる仙台市泉区、仙台市青葉区西部、仙台市太白区西部となっており、その面積は551km²で市面積の約70%を占め広範囲に及んでいる。



(風水害)

仙台市は、七北田川上流の泉区北西部が特に8月から9月の月降水量の平年値が250mmを超えており、仙台市東部に比べて降水量が多い傾向にある。これまでの大規模水害は、台風もしくは台風から変化した低気圧によることが多いことから、河川の増水に対して特に警戒が必要である。みやぎ仙台商工会地域のエリアでは、七北田川の氾濫により七北田、八乙女、松森地区周辺で浸水が想定されている。また、河川氾濫及び内水氾濫による浸水のおそれのある区域の予測は、これまでの統計的な雨量に基づき、国、県等では、内水氾濫や各河川のシミュレーションにおける降雨の条件を指定しており、管内では七北田川(馬橋から赤生津大橋まで)で1日間降水量549.5mm、内水氾濫として1時間降水量71.5mmとしている。

(土砂災害)

仙台市地域防災計画によると、みやぎ仙台商工会地域の西部エリアの山間部一帯は、土石流、地すべり、崖崩れの危険箇所が多い地域であり、主に温泉旅館やホテル、サービス業が多く集積している。また、みやぎ仙台商工会地域の東部エリアの北東部や南部の丘陵地において崖崩れの危険箇所が多く分布している状況である。

<風水害及び土砂災害等管内発生地域の危険要因の特徴>

地区名	青葉西	青葉中	太白西	太白中	泉西	泉東
主な町大字	新川、作並、大倉	上愛子、下愛子、芋沢、栗生	秋保町馬場	秋保町長袋、秋保町湯元	朴沢、福岡	根白石、将監、七北田、松森
地形条件	山地、火山地形	段丘、丘陵地	山地、火山地形	段丘、山地、丘陵地	山地、火山地形	丘陵地（造成地）、段丘
河川氾濫浸水想定区域	想定区域外	想定区域外	想定区域外	想定区域外	想定区域外	七北田川の氾濫により七北田、八乙女、松森周辺で浸水が想定される。
内水氾濫浸水想定区域（検証対象：市街化区域）	検証対象外	上愛子、下愛子周辺	検証対象外	秋保町湯元	検証対象外	八乙女、南光台、松森の一部
土砂災害危険箇所	国道 48 号線や JR 仙山線及び広瀬川や大倉川などに沿った山間部に土石流、地すべり、崖崩れの危険箇所が多く分布している。	南部の蕃山や北東部の権現森山などの山沿いに土石流、崖崩れの危険箇所が多く分布している。南東部の青葉山周辺には広瀬川に面して地すべりの危険箇所が分布している。	県道仙台山寺線及び名取川沿いの山間部に土石流、崖崩れの危険箇所が分布している。	県道仙台山寺線及び名取川沿いの山間部に土石流、崖崩れの危険箇所が多く分布している。	南部の七北田川とその支流に沿った山間に、土石流、地すべり、崖崩れの危険箇所が分布している。	北東部の国道 4 号線や要害川に沿った丘陵地及び南部の南光台から黒松、加茂、北中山にかけての丘陵地に崖崩れの危険箇所が多く分布している。西部の根白石や西田中などの山間部に土石流の危険箇所が分布している。北中山には地すべりの危険箇所がある。
人口・建物	土砂災害影響範囲内に人口や建物の分布は少ない。	内水氾濫浸水想定区域及び土砂災害影響範囲内に多くの人口や建物が分布する。	土砂災害影響範囲内に人口や建物の分布は少ない。	土砂災害影響範囲内に人口や建物の分布は少ない。	土砂災害影響範囲内に人口や建物の分布は少ない。	河川氾濫・内水氾濫浸水想定区域及び土砂災害影響範囲内に多くの人口や建物が分布する。

(出所：仙台市地域防災計画附属資料（令和 2 年 4 月）より一部抜粋・加工)

(地震)

宮城県は、全国的にみても地震が多発する地域であり、特に仙台市においては、昭和 53 年 6 月 12 日の宮城県沖地震の発生により、死者 16 名、重軽傷者約 1 万人という多大な被害が生じた。この宮城県沖地震は、宮城県沖（牡鹿半島沿岸からその東方）を震源とし、この 200 年間に繰り返し 6 回の地震が発生、今後 20 年以内に 80%以上の確率で、次の宮城県沖地震が発生すると考えられている。また、三陸沖南部海溝寄りの地震と連動した場合には、単独型よりもひと回り大きな地震となってマグニチュード 8.0 前後の地震になるといわれている。

一方、平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発生した東北地方太平洋沖地震は、三陸沖を震源とす

るものの、北は岩手県沖から南は茨城県沖まで広範囲の震源域における連動型地震となっており、国内最大規模のマグニチュード9.0、市内最大震度は震度6強を記録し、この地震により津波が発生し、仙台港における津波の高さは7.1m(推定)に達した。人的被害は死者1,002名、行方不明者27名、重軽傷者約2,300名を数え、仙台市に甚大な被害を及ぼした。

仙台市の地震による災害リスクは、政府地震調査研究推進本部の公表されている長期評価から、海溝型地震(超巨大地震(東北地方太平洋型)・宮城県沖のプレート間巨大地震・宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震・宮城県沖の陸寄りの地震)と陸域の浅い地震(長町-利府線断層帯)が直接的に大きな被害を及ぼすとしている。

分類	地震規模等	今後30年以内の地震発生確率
超巨大地震(東北地方太平洋型)	マグニチュード9クラスの超巨大なプレート間地震で、巨大津波伴うものを東北地方太平洋型と呼ぶ。	ほぼ0%
宮城県沖のプレート間巨大地震	おおむねマグニチュード8を超えるプレート間地震	20%程度
宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震	プレート間巨大地震よりも規模が小さいマグニチュード7.0以上のプレート間地震	90%程度
宮城県沖の陸寄りの地震(宮城県沖地震)	「宮城県沖地震」と呼ばれるマグニチュード7.1~7.4の地震	60~70%程度
長町-利府線断層帯	利府町から仙台市を経て村田町にかけて、概ね北東-南西方向に延びている断層帯で、マグニチュード7.0~7.5程度の地震	1%以下

(出所：地震調査研究推進本部「日本海溝沿いの地震活動の長期評価(令和3年1月)」より)

(感染症)

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な流行により、国内においても感染による重大な健康被害の他、サプライチェーンの崩壊、まん延防止のための外出自粛、休業要請、イベント中止の要請等により、企業の事業活動に大きな打撃を受ける企業が多く発生し、地域経済活動の停滞による社会に与える影響は大きい。

(ハザードマップ)

仙台市では、水害、土砂災害などの自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図にした下記ハザードマップを作成している。

・仙台防災ハザードマップ【水害・土砂災害】

(URL) <https://www.city.sendai.jp/anzensuishin/kurashi/enzen/saigaitaisaku/hazardmap.html>

・仙台市地震ハザードマップ【地震】

(URL) <http://www.city.sendai.jp/kenchikubosai/kurashi/enzen/saigaitaisaku/jishintsunami/taisaku/map/index.html>

・仙台市浸水想定区域図(内水ハザードマップ)【内水氾濫】

(URL) <http://www.city.sendai.jp/gesuido-kekaku/kurashi/machi/lifeline/gesuido/gesuido/gaiyo/shinsui/naisui.html>

(2) 商工業者の状況

- 管内商工業者数 5,075 企業 (令和3年7月1日現在)
- 地区内小規模事業者数 4,154 企業 (")

【内訳】

産業分類	令和3年7月1日現在		備考 (事業所の立地状況等)
	商工業者数	うち小規模事業者数	
農業、林業、漁業、鉱業	9	8	市内に広く分散している。
建設業	1,143	1,038	市内に広く分散している。
製造業	264	183	市内に広く分散している。
電気・ガス・熱供給・水道業	21	17	市内に広く分散している。
情報通信業	34	26	市内に広く分散している。
運輸業	101	54	市内に広く分散している。
卸売・小売業	1,471	1,134	市内に広く分散している。
金融・保険業	61	39	市内に広く分散している。
不動産業	189	168	市内に広く分散している。
飲食店・宿泊業	486	408	飲食店は市内に広く分布している。 宿泊業は市内西部に多い。
医療・福祉	104	95	市内に広く分散している。
教育・学習支援業	20	20	市内に広く分散している。
複合サービス業	27	0	市内に広く分散している。
サービス業 (他に分類されないもの)	1,145	964	市内に広く分散している。
合計	5,075	4,154	

(3) これまでの取組

1) 仙台市の取組

東日本大震災を経験した仙台市では、その教訓を踏まえて、将来の災害や気候変動リスクなどの脅威にも備えた「しなやかで強靱な都市」に向け、「防災環境都市づくり」を進めている。東日本大震災2か月後の2011年5月、震災の経験と被災地の再生を世界に発信するため、「国連防災世界会議」の誘致を表明し、2013年12月に仙台開催が国連総会で決定。2015年3月に「第3回国連防災世界会議」が開催された。本体会議の中では、成果文書として、2005年の第2回会議(兵庫)で採択された「兵庫行動枠組」の後継となる「仙台防災枠組2015-2030」が採択された。本枠組は、2030年までの国際的な防災の取り組み指針として位置付けられ、仙台市は、この枠組の採択都市として未来を見据えた強靱な都市基盤の構築とエネルギー自律型のまちづくり(ライフライン、インフラなどのハード整備)、地域ぐるみの防災力の強化と防災・減災の新たな担い手育成などのひとつづくり(子供から高齢者まで、また女性・障害者なども含めた多様な市民が主体となる防災・減災)、世界の防災と減災の推進に貢献するために、国際会議や視察受入などを通じ、震災の経験と教訓を世界に伝えるなどの情報発信・ブランディングの多角的な視点から、防災・減災の強化を図っていく。

① 中小企業の防災・減災・事業継続力を高めるための取組

2018年8月に仙台市と三井住友海上火災保険株式会社において、BCP普及活動に関する協定を締結し、仙台市中小企業の事業継続力の向上の普及啓発事業に対し、連携して取り組むこととした。また、仙台市産業振興事業団での広報協力なども継続していく。

【普及啓発セミナー開催実績】

2018年10月「自然災害等の非常時における企業の組織的対応」(市産業振興事業団主催)

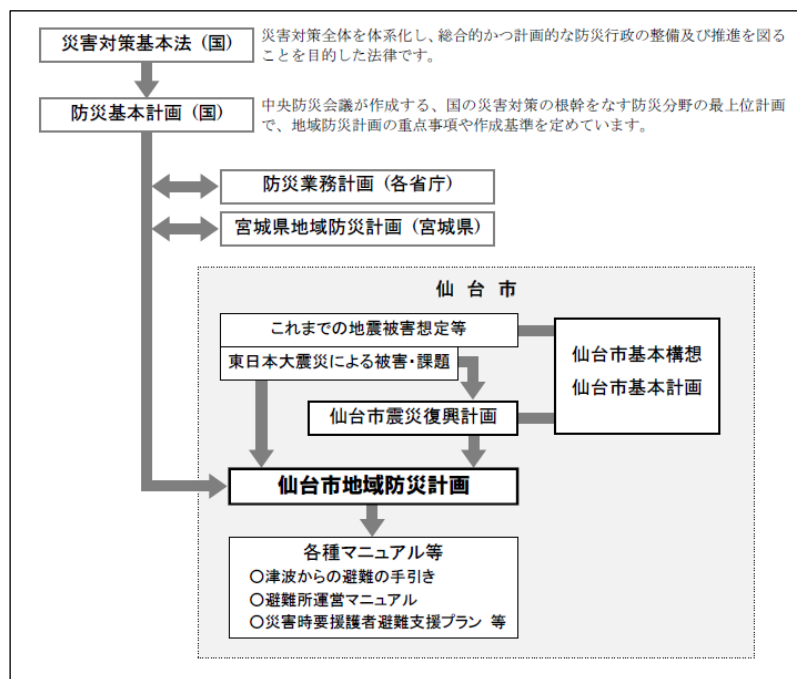
2018年11月「健康経営・BCPセミナー」(市、三井住友社共催)

2019年12月「中小企業強靱化法セミナー 今、企業が取り組むべき防災・減災と事業継続」
 (市、三井住友社主催、仙台商工会議所後援、東北大学災害科学国際研究所協力)

② 仙台市地域防災計画の策定

仙台市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧・復興について行う事項を定め、市民や地域団体、企業と市及び防災関係機関が協働してこれらの防災活動を円滑に行うことにより災害の拡大防止と被害軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として仙台市地域防災計画を策定している。

災害対策の各実施主体は、本計画を共有し、平時から防災対策に関する調査・研究や教育・訓練を行うとともに、大規模な災害が発生した際には、被害状況、災害対応の経過や、課題、教訓などを記録し、その検証結果を本計画へ反映させることにより、実効性をより高いものにしていく。



③ 市民や企業への災害応急体制と防災教育・訓練の推進

大規模災害時には、初期消火、避難、救出、応急救護、避難誘導など、人命に関わる応急対策が必要となるが、防災関係機関だけでこれら全ての対応を行うことは、困難が予想される。そのため、市民や自主防災組織、企業、観光客等に対して、必要な防災情報を提供し、地域の特性に応じた自主防災意識の醸成を図る。

また、災害時の初期行動の留意点、消火、救出救護活動の知識や技術、災害時要援護者への支援協力など基本的な防災知識や技術の普及を図り、市民や企業等の防災知識や防災行動力の向上を図る。防災関係機関・研究機関等と連携しながら、これらの教育・訓練・啓発等を推進する。また、普及啓発の実施に関しては、災害時要援護者に対し十分配慮して行う。

④ 仙台市の災害応急体制について

災害発生時に、混乱を回避し、被害を最小限にとどめるためには、危機管理という観点から平常時とは異なった組織体制の下、迅速な災害応急対策を実施する必要がある。そのためには、災害対策本部機能の強化を図るとともに、職員に対し日頃から研修・訓練を実施することが不可欠である。

仙台市は、災害救助法第2条の2に基づき、内閣総理大臣より救助実施市の指定を受けていることから、宮城県との緊密な連携体制のもと、円滑かつ迅速に災害救助を実施する。

大規模な災害等が発生した場合には、庁舎等市役所自体も被災し、人、施設・設備、物、情報、ライフライン等の利用できる資源にも制約を受け、行政機能の低下が予想されるが、災害対応業務や災害対応中であっても休止することにより市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、継続して実施することが求められる。

このため、災害対応業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施できるよう、あらかじめ業務継続計画を策定し、防災実施計画に反映させる。

⑤ 仙台市総合防災訓練の実施

仙台市では東日本大震災の教訓を踏まえ、本計画に基づく新たな取り組みの定着に向け、①迅速で効果的な災害対策本部運営体制の構築や②防災関係機関との「顔の見える関係」の構築、③帰宅困難者対策の推進、を視点とした訓練を実施するものとする。

⑥ 共助を促進するための企業への啓発

関係局・区は地域における防災力を高めるために、自助を促進するための啓発と同様に様々な機会をとらえ、共助を促進するため市内企業へ向けた啓発に努める。

企業内備蓄の促進をはじめ、大規模災害発生時に従業員を直ちに帰宅させないこと（帰宅困難者対策）、大規模災害発生時に市民・利用客等の避難者を一時的に受け入れてもらうこと等の啓発を行う。また、企業において自主的に防災対策を進めることができるよう防災チェック表の作成配布を行う。

⑦ 物資・資機材等確保体制の充実

災害が発生した場合に、被災者の生活や安全を確保し、生活を支援するためには、迅速な救援を実施する必要があり、特に食料、飲料水、生活必需品等の物資の提供が重要であるため、仙台市では、家庭内での災害用備蓄物資として、一週間分の食料、飲料水、最低限の生活物資及び医療品の準備の推奨、仙台市としての計画的な公的備蓄をはじめ、物資・資機材等確保体制の充実を図っている。

A 公的備蓄の推進

災害発生直後から必要となり、避難者の安全な生活に欠くことができない物資については、地区の拠点施設（区役所、総合支所等）での備蓄、避難者を受け入れる施設（市立小中高等学校、市民センター、コミュニティ・センター、津波避難施設、帰宅困難者一時滞在施設等）での備蓄などで一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。

また備蓄する主食（クラッカー類・アルファ米・調理不要食等）、飲料水については、東日本大震災の最大避難者数、106,000人及び災害復旧職員10,000人の2日分を備蓄することとし、粉ミルクについても避難者に占める乳幼児数（約1,000人）の2日分（1日150g）を区役所及び総合支所に備蓄する。また、備蓄物については、アレルギー疾患に配慮したもの、調理不要食等を備蓄する。

更に津波避難施設用備蓄については、上記とは別に施設ごとに想定した避難者数の1日分の食料・飲料水を備蓄し、帰宅困難者一時滞在施設用備蓄についても、上記とは別に、食料（3日×3食）及び飲料水（3日×10）を備蓄する。

B 食料及び生活必需品の安定供給、緊急輸送による物資・資機材の確保等

被災者に対して、食料及び生活物資の供給を円滑に実施し、市民生活の安定を図るため、各種団体・業者と流通在庫品の供給協力に関する協定等を締結するとともに、定期的に協定先の連絡担当者との情報交換を行い、その安定供給の確保に努める。

また全国から送られてくる食料や生活必需品等の援助物資及び各局が災害復旧等に必要とする資機材等の緊急輸送については、あらかじめ緊急輸送に必要なトラック等の確保を行うとともに、緊急通行車両等に係る公安委員会への事前届出を行うなど事前準備を整えておくものとする。

特に、災害時応援協定締結団体とは平時において、物資の集配拠点・配送システムの構築や緊急通行車両確保等について情報交換等を行い、災害発生時において、生活物資・食料等の物資を効率的に配分するために、物資の在庫管理・入出庫・配送を一元的に行う物資集配拠点を整備する。また、物資集配拠点の効率的運営及び集配業務の円滑な実施のため、物資集配拠点における仕分け業務及び各避難所への配送等について、ノウハウを有する民間運送事業者との協定等により、物資供給体制の整備を図る。

⑧「仙台 感染症対策・地域経済循環プロジェクト」の実施

仙台市では、令和2年度に仙台商工会議所、みやぎ仙台商工会と連携し、『思いやり』と『会社・お店とお客双方の対策意識向上による地域経済の循環・再生』をキーワードに、「仙台 感染症対策・地域経済循環プロジェクト」を全市で実施し、市内事業所の事務所や店頭に掲示するポスターやステッカーを作成・配布するなどの感染防止対策運動を実施した。



← ポスター



↑ ステッカー

2) みやぎ仙台商工会の取組

① 事業者BCPに関する国の施策等の周知

近年の大規模災害が相次いでいる状況や規模の大小に限らず頻発している自然災害を受け、企業が策定するBCP（事業継続計画）に対する必要性が高まっている。これを踏まえ、令和元年7月の中小企業強靱化法の施行により、中小企業の防災・減災への取組みを支援するため、「事業継続力強化計画」による認定制度が新たに創設されたことを受けて、みやぎ仙台商工会では当該計画策定に関わる支援を行っている。具体的には、地区内小規模事業者に対し、中小企業庁が発行しているBCP関連施策の小冊子やリーフレットを、本会経営指導員等職員の巡回訪問等により配布し周知を行っている。また、みやぎ仙台商工会ホームページにおいて、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行い、本所・支所事務所内に、「事業継続力強化計画認定制度」のポスターを掲示し、来会事業者等に広く啓発を行っている。

② 事業者BCP策定セミナー等の周知

過去には小規模事業者向けのBCP策定セミナーを実施した実績があるが、ここ5年間は主催

したセミナーがなく、関係機関や損保会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーに関し、地区内小規模事業者への周知や実施協力を行っている。

③ 東日本大震災等による災害復旧支援に伴う特別相談窓口の設置

平成23年3月に発生した東日本大震災では、本会に緊急特別相談窓口を早期に設置し、資金繰りをはじめとする各種経営支援、また、被災した事業所の設備等復旧のため、中小企業等グループ補助金、宮城県商業機能回復支援補助金等活用による補助金申請支援を重点的に実施した。また、平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年台風19号、新型コロナウイルス感染症が発災した際においても、同様の特別相談窓口を設置し、被災事業所の事業再建支援に努めた。

④ 経営・財産等リスクに備えた損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などに備える各種損害保険等の取扱いをしており、国、全国商工会連合会、宮城県商工会連合会、宮城県火災共済協同組合、民間損害保険会社と連携した普及や加入促進を行っている。

II 課題

(1) 小規模事業者の事業者BCP策定に関する意識の向上

帝国データバンク(2020年)の調査では、全国でBCPを策定している企業は全体の16.6%となっており、規模別では、大企業で30.8%、中小企業13.6%、小規模企業においては7.9%という結果となっており、BCP策定率は企業規模で顕著に差が出ていることから、全体的に防災や減災対策の意識が未だ低調であることが伺え、地区内小規模事業者においてもほとんど策定されていないのが現状である。

一方、事業者BCPの策定に関する取組みについても、BCPの普及及び啓発段階にあり、事業者BCPの策定に関する個別支援の動きが本格化していない。よって、今後、更なる事業者BCPやリスクマネジメント手法の普及推進等を図るため、支援体制を強化していくことが必要である。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

(2) 災害発生時における行政との連携体制

現状では、仙台市とみやぎ仙台商工会との間に連携体制が整備されていないことから、発災時の被害状況等確認方法や応急復旧活動における復興支援策が迅速に行えるよう、組織内及び行政等関係機関との連携体制を平時から構築する必要がある。

III 目標

(1) 小規模事業者の事業者BCP策定に関する支援強化

① 事前対策の周知徹底

地区内小規模事業者等に対し、事業者BCP策定による事前対策の必要性を認識してもらうため、仙台防災ハザードマップ等活用による災害リスク等を巡回訪問等により周知徹底する。

② 災害リスク軽減のための損害保険等加入推進

万一の災害リスクに備え、本会経営指導員等職員が地区内小規模事業者等に巡回訪問等を行った際に、リスク管理状況を確認できるリスクチェックシート(全国商工会連合会作成)を用いた簡易診断を実施し、リスクを軽減するための取組や対策を説明の上、各事業所のおかれている経営状況等を踏まえた各種共済や保険制度について提案、あるいは必要に応じて保険相談会等を実施するなど、損害保険会社等と連携した普及・加入推進を行う。

③ 事業者BCP策定支援の強化

本会経営指導員等職員が専門家や保険会社と連携し、地区内小規模事業者の事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）策定に関するセミナーや個別相談会等を開催し、事業者BCP策定の取組みを支援する。また、事業者BCP対策に対する知識と支援スキルの向上を図るため、定期的に職員勉強会等を行うとともに、BCP支援に係る情報共有を経営支援会議にて行う。

（２）災害発生時における行政との連携体制構築

災害発生時における連絡体制及び発災後速やかな復興支援策が実施できるよう、また、管内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、仙台市とみやぎ仙台商工会との間における連携体制を情報交換会等により平時から構築するとともに、被害状況に関する報告ルートを確立する。

【数値目標】

支援内容	目標	
仙台防災ハザードマップ等活用による災害リスク周知	1回／年	
リスクチェックシート活用による損害保険等加入提案	5社／年	
事業者BCP策定セミナー・個別相談会等の実施	2回／年	
事業者BCP策定件数	5社／年	
（内訳）	事業継続力強化計画	2社／年
	連携事業継続力強化計画	1社／年
	事業継続計画	1社／年
	簡易版事業継続計画	1社／年
職員勉強会等開催	1回／年	
仙台市と連絡ルート確認訓練の実施	1回／年	

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに宮城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

（２）事業継続力強化支援事業の内容

みやぎ仙台商工会と仙台市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

平成29年3月11日に施行された「仙台市防災・減災のまち推進条例」や令和2年4月に一部修正された「仙台市地域防災計画」に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

① 仙台防災ハザードマップ等活用によるリスク認識に向けた注意喚起

本会経営指導員等職員が地区内小規模事業者を巡回訪問した際に、仙台市が作成した「仙

「台防災ハザードマップ」等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災意識の高揚を図る。

② 広報等による啓発活動

仙台市のハザードマップを本会事務所内に掲示するほか、本会で作成する会報（みやぎ仙台商工会報）やみやぎ仙台商工会ホームページ、仙台市で作成する広報紙（仙台市政だより）等において、国や宮城県の施策紹介や災害リスクや感染症対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③ 事業者BCP策定等に関する取組みへの支援

地区内小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について、仙台市と連携し、必要に応じて専門家を招聘した個別相談会等を開催するなど伴走型支援を実施する。

④ 簡易診断によるリスク軽減のための提案

事業所BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得や損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこでリスク管理状況を確認できるリスクチェックシート（全国商工会連合会作成）を用いた簡易診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明の上、各事業所のおかれている状況を踏まえた各種共済や保険制度について提案を行い、必要に応じて保険相談会等を実施する。



(リスクチェックシート)

⑤ 新型コロナウイルス感染症対策への対応

- i) 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、地区内小規模事業者等には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ii) 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等につい

て地区内小規模事業者等への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- iii) 地区内小規模事業者等に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

みやぎ仙台商工会は、「大規模災害対策マニュアル」として事業継続計画を作成している。
(毎年度更新)

3) 関係団体等との連携

宮城県火災共済協同組合や損害保険会社と連携し、地区内小規模事業者等を対象に、BCP普及啓発セミナーの開催や自然災害に備えた各種損害保険の紹介等を実施する。

4) フォローアップ

- ・ 本会経営指導員等職員が行う巡回や窓口支援の際に、地区内小規模事業者等の事業者BCP策定等取組状況について、ヒアリング等を行い、事業継続計画の策定や本会で取扱う損害保険の加入勧奨により、災害等に備えるためのフォローアップを行う。
- ・ 仙台市とみやぎ仙台商工会において、本計画の進捗状況や改善点などを協議する機会を年1回以上設定する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害(震度5強の地震)が発生したと仮定し、仙台市との連絡ルートの確認等を年1回行う。(訓練は必要に応じて実施する。)

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には 人命安全確保が第一である。みやぎ仙台商工会では、大規模災害対策マニュアルに基づき、本会地区に震度6弱以上の地震、又は会長が大規模災害と認めた災害が発生した時は、速やかに本部を商工会内に設置し、下記の手順で職員等の安否確認と地区内の被害状況を把握し、仙台市等関係機関へ連絡し、被災小規模事業者の応急・復興支援を行う。

【みやぎ仙台商工会災害対策本部の組織・業務体制】

対 策 本 部 全 体	危機管理対応の職場内調整 突発的事案の対応 被災会員事業所の状況等の情報収集と発信 基本行動要領の決定と指示
本 部 長 (会 長)	危機管理対応方針の決定 危機管理対策の全般統括
地 区 対 策 本 部 長 (副 会 長)	対策本部との連絡調整 危機管理対応の支部内調整 支部内商工会の情報収集と発信 対策本部決定方針の支部への徹底
本 部 長 代 行 (事 務 局 長 ・ 参 事)	本部長の補佐 職員の出勤体制の決定 行政及び県連への報告 最優先業務の決定 平時体制移行の決定 その他全体的な事項

副 本 部 長 (経営支援課長・副参事)	本部長及び本部長代行の補佐 官公庁対策
責 任 者 (支 所 責 任 者)	職員の状況確認 (自宅の状況、通勤困難、帰宅困難者等) 対策本部の設営 本所・支所 (事務所) との連絡調整 会員支援項目の立案 重要書類の保全
情 報 収 集 担 当 員	責任者の補佐 役員並びに会員の被災状況調査及び集計 職員及びその家族の安否確認並びに各商工会情報の収集

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・みやぎ仙台商工会では、大規模災害対策マニュアルに基づき、発災後2時間以内に電話・メール・SNS・訪問等により、職員及びその家族の安否確認、住居の被害状況等について、所定様式により宮城県商工会連合会に報告する。
- ・安否確認の結果を踏まえ、業務従事可能な職員にて、地域内の大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) をみやぎ仙台商工会と仙台市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、仙台市における感染症対策本部設置に基づき、みやぎ仙台商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

みやぎ仙台商工会と仙台市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。また、職員全員が被災する等により、応急対策ができない場合等の役割分担を決め、大まかな被害状況を確認し情報共有する。

【被害規模の目安】

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

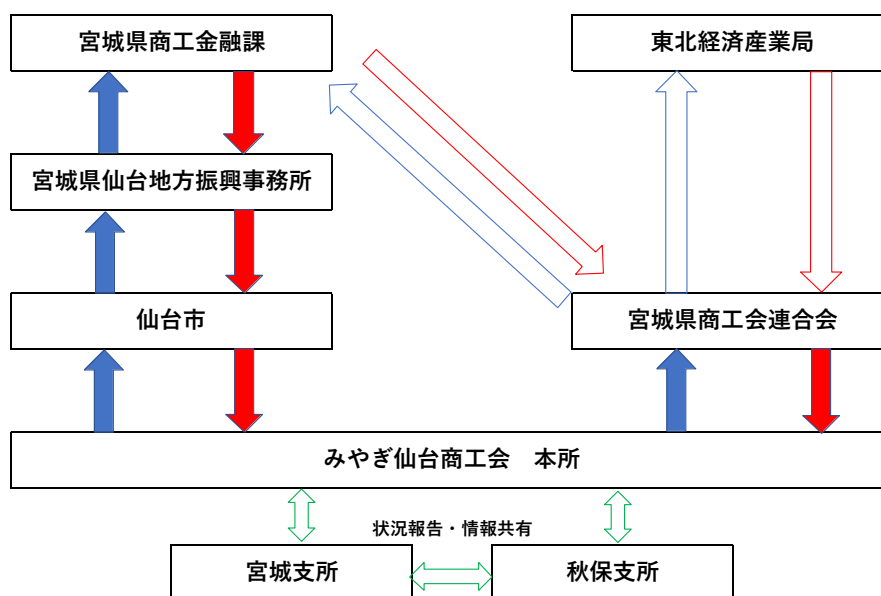
<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での被害状況等の情報収集等活動を行うことについて決める。

- ・みやぎ仙台商工会と仙台市は 被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、情報交換会等にてあらかじめ確認しておく。
- ・発災時（感染症流行含む）には、国や宮城県等からの情報や方針に基づき、みやぎ仙台商工会と仙台市が共有した被害状況等の情報を、宮城県の指定する方法にて、みやぎ仙台商工会または仙台市より宮城県仙台地方振興事務所及び宮城県商工会連合会へ報告する。

※ただし、急を要する場合については、宮城県経済商工観光部商工金融課又は東北経済産業局が直接情報収集する場合がある。

【連絡ルート】



※みやぎ仙台商工会本所に被害状況に関する情報を集約し、仙台市及び宮城県商工会連合会に報告する。

※みやぎ仙台商工会施設の被災状況により本所が機能しない場合は、宮城支所または秋保支所が当該機能を果たす。

【被害状況報告内容】

項目	内容
事業所名	被害を受けた事業所の名称
所在地・地区	被害を受けた事業所の所在地・地区
被害額合計	
内 訳	建物、土地、機械・設備、商品・原材料等
被害状況	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水

＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、仙台市や宮城県商工会連合会と相談する（国及び宮城県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認するとともに、経営状況についても確認をする。

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や宮城県、仙台市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・仙台市と連携し、宮城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮城県商工会連合会等に相談する。

< 6. 地域防災計画との連携（位置づけ等） >

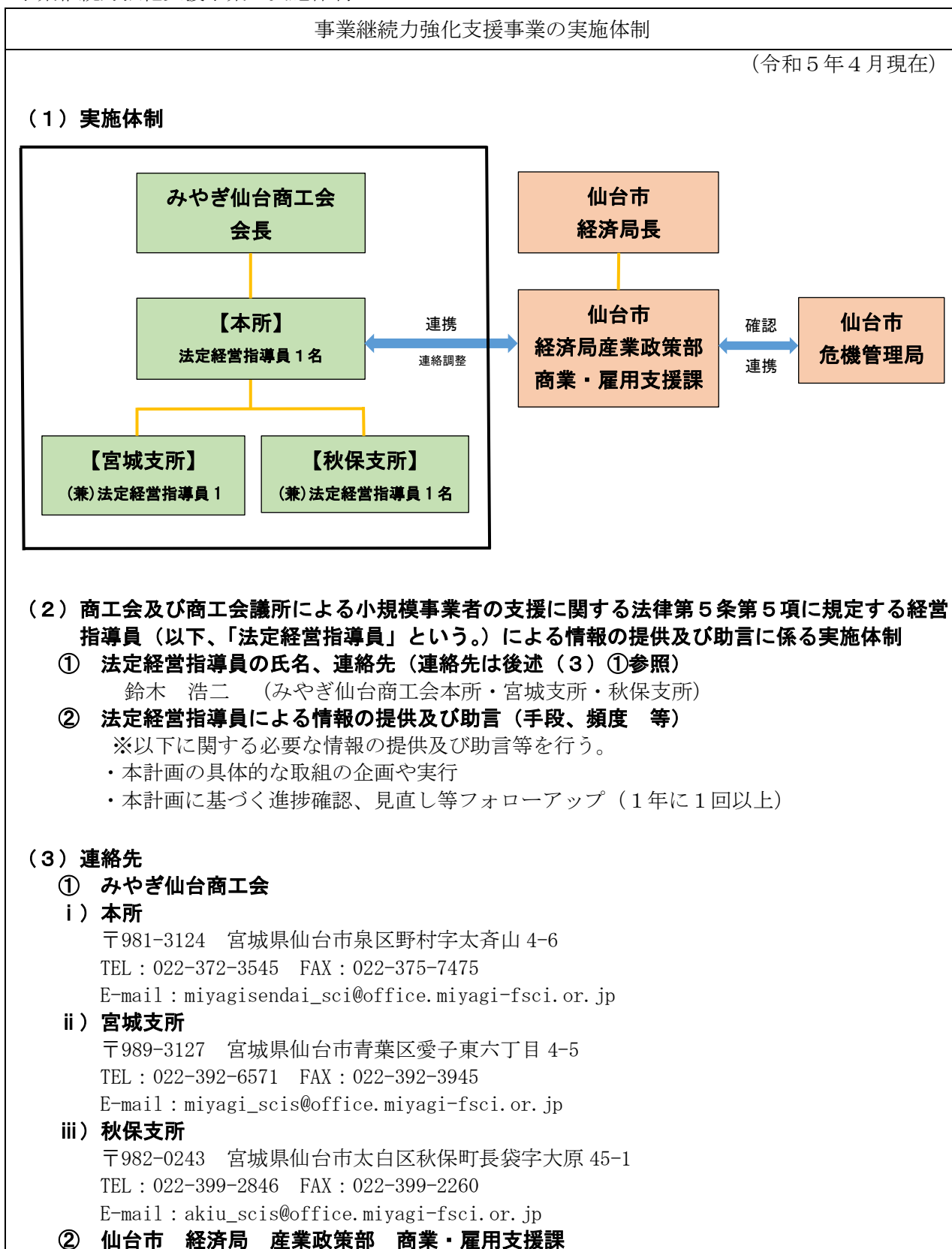
- ・仙台市の地域防災計画に基づいて、物価安定や救助用物資、復旧資材の確保等について協力する。
- ・仙台市の防災訓練に参加するなど、日頃から連携強化に努める。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町 3-6-1 9F

TEL : 022-214-1001 FAX : 022-267-6292

E-mail : kei008040@city.sendai.jp

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1. 専門家派遣費	150	150	150	150	150
2. セミナー等開催費	300	300	300	300	300
3. 普及啓発費	300	300	300	300	300
4. 防災関連対策費	250	250	250	250	250

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
宮城県補助金、仙台市補助金、会費収入、手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。